

税金よもやま話

第96回

東京地方税理士会 藤沢支部
税理士 鈴木俊雄

～相続が争族にならないために～

平成27年1月1日から相続税の改正が施行、相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられたことにより課税対象者も大幅に増加しております。それに伴い、相続税の相談も増加してきております。今回は、相続が争族にならないためと、相続税の申告についてのお話です。

1. 争族にならないために遺言書の作成

よくある相続トラブル

- (1) 子供がいない場合、配偶者の兄弟姉妹と相続で揉める。
- (2) 子供達の仲が悪く、相続争いの恐れがある。
- (3) 自宅の不動産以外の財産が少ない。
- (4) 相続人が多く、まとまらない恐れがある。
- (5) 離婚した前妻との間の子供と交流がない（相続権がある）。
- (6) 再婚した連れ子との間と養子縁組をしていない（相続権がない）。

遺言書には「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。「公正証書遺言」は後日、疑義が生じにくく、紛失の恐れが無い（公証役場で原本を保管）利点があります。藤沢にも公証役場があります。（藤沢市石上 電話：0466 - 22 - 5910）

「自筆証書遺言」は、記載事項などが定められてあって、全文を自筆で、作成した年月日、署名、押印が無ければ無効になりますし、相続人立ち会いのもとに、家庭裁判所で「検認」を受けなければなりません。相続人等が勝手に開封しないために、私の依頼人は封筒の表面に「この遺言書は私の死亡を知ったときに開封しないで家庭裁判所に提出してください。」と記載してあり感心いたしました。

2. 遺言書がないと困る事例

遺言書が有っても「遺留分」を侵害している場合には、相続人から「遺留分減殺請求」が出されることがあります。「遺留分」とは、一定の相続人のために、法律上必ず留保されなければならない遺産の一定割合のことです。なお兄弟姉妹には遺留分がありませんので、たとえば子供のいない夫婦の場合には「遺言書」が有れば残った配偶者に全部の財産を相続させることが出来ますが「遺言書」が無ければ、一部の財産は兄弟姉妹が相続することになります。また、不動産の相続登記や預貯金の名義変更などには必ず兄弟姉妹の印鑑（遺産分割協議書の作成）が必要になり、後日残された配偶者は大変な労力が必要となります。

3. 相続税の申告は、被相続人が亡くなって10カ月以内です。

相続税には色々な特例があります。

(1) 「配偶者の税額軽減」

配偶者の相続財産が「法定相続分」と「1億6千万円」のうちいずれか高い金額が控除されます。従って、配偶者の場合には、最低でも「1億6千万円」までの遺産には相続については相続税が課税されません。

(2) 「小規模宅地等の特例」

被相続人と生計を一にしていた親族の居住用または事業用の宅地等を相続した場合には一定の条件のもとに大幅に減額される制度です。

※なお、これらの特例を適用して申告するには、申告期限までに相続人全員の合意した「遺産分割協議書」が必要です。

有効な遺言書があればそれをもとに特例を適用した申告や相続財産の名義変更が出来ます。

申告時にこの特例を使うことによって、納める相続税が無い場合でも特例適用前の相続財産が基礎控除を超えている場合には期限内に申告が必要になりますので注意してください。

4. 会社経営者に知っておいていただきたいお話

最後に、会社経営者の皆さんに気をつけていただきたいお話です。

皆さんの会社の「法人税確定申告書」の「借入金及び支払利子の内訳書」をご覧ください。会社に貸し付けているお金は有りませんか？長年、会社経営をしているといつの間にか貸付金残高が・・・と言うことが有ります。当然この貸付金も相続財産です。会社に返済能力がなくても相続人は相続財産として申告しなければなりません。手遅れにならないうちに顧問税理士と相談してください。

※相続関係の相談は元気なうちに早めの対策を！